

大学院経営・流通学研究科の研究指導方法に関する申し合わせ

制 定 平成 18 年 9 月 12 日(博士後期課程)

制 定 平成 25 年 3 月 13 日(博士前期課程)

統合及び改正 平成 26 年 1 月 14 日

(趣旨)

第 1 条 本申し合わせは、経営・流通学研究科の博士前期課程及び博士後期課程の学生が所定の期間中に修士号あるいは博士号を取得させることを目的として研究指導委員会を設置し、この研究指導體制の下で研究指導體制を設け、別紙のスケジュールに基づいて指導を行うことを目的とする。

(研究指導委員)

第 2 条 博士前期課程の場合、研究科の議を経て 1 名の研究指導教員を置く。

第 3 条 博士後期課程の場合、研究科の議を経て 1 名の主担指導教員と 2 名の副指導教員から構成される研究指導委員会を設置する。ただし、主担指導教員は専攻担当教員とし、2 名の副指導教員は授業担当教員も可とする。

第 4 条 研究指導教員は、経営・流通に関する基礎知識が足りないと判断する学生（経営・流通関連学部出身ではない学生を含む）に対し、学部教授会の承認を得て、当該学部の授業科目を履修するように指導する。ただし、修得した単位は、課程修得単位数に充当することはできないが、特待生等の候補者選抜基準には入れる。

第 5 条 研究指導教員は学生が学位論文の作成において CiNii, EBSCOhost 等データベースを積極的に活用するように指導する。

第 6 条 教育研究指導は、基本的に日本語とする。

2. 英語圏の学生だけの教育研究指導の場合は、日本語または英語を使うことができる。
3. 英語圏の学生には、英語でフォローすることができる。

(学位論文提出の共通条件)

第 7 条 修士論文および博士請求論文は少なくとも次の要件を満たすように指導する。

- (1) 「経営・流通学研究科学位論文の執筆要領に関する申し合わせ」を必ず守ること。
- (2) 根拠になる文献（本や論文等）を注釈で明確に示すこと。
- (3) 盗作をしないこと。
- (4) 関連分野の研究を引用し、問題提起と研究目的を明確に示すこと
- (5) 関連文献をレビューすること（修士論文には関連論文 10 本程度、博士請求論文には

30 本程度)

(修士論文の提出要件)

第8条 修士論文を提出する際、次の要件を満たすように指導する。

- (1) 修士論文のテーマ、章立て及び研究スケジュールの報告会、中間報告会、最終報告会での報告をすること。
- (2) 創意工夫すること。

(博士学位請求論文の提出要件)

第9条 博士学位請求論文を提出する際、次の要件を満たすように指導する。

- (1) 関連学会の全国大会に1回以上発表すること(ただし、学力試験の語学要件を満たしてもらったものは除く)。
- (2) レフェリー制度がある学会誌等に学術論文1篇以上、あるいは『経営論集』等大学の紀要には2編以上を掲載すること。
- (3) ただし、『大阪産業大学経営論集』に投稿した論文の場合、研究指導委員または博士論文審査委員の審査がない場合には、博士学位請求論文を提出要件として認めない。研究科委員会では、その審査結果の公表を要求することができる。
- (4) 博士後期課程中、主担指導教員の授業以外に、二人以上の研究指導委員または博士論文審査委員の授業を履修すること。
- (5) 学力試験に合格すること。
- (6) 研究スケジュール報告会、中間報告会、予備審査委員会と本審査委員会での報告及び公聴会での報告をすること。
- (7) 既存研究とは差別化かできる独創性や先駆性を示すこと

附則(博士後期課程)

(施行期日)

この申し合わせは、平成19年4月1日から施行する。

附則(博士後期課程)(平成25年1月8日)

(施行期日)

この申し合わせは、平成25年4月1日から施行する。

附則(博士前期課程)(平成25年3月13日)

この申し合わせは、平成25年4月1日から施行する。

附則(平成26年1月14日)

(施行期日)

この申し合わせは、平成26年4月1日から施行する。